

サービス付き高齢者向け住宅入居者に対する 介護サービスの提供について

▽ 介護保険事業者選択の自由

サービス付き高齢者向け住宅の入居者が、個別に外部の介護保険サービスを利用する場合は、その利用を制限できませんので遺漏なきようお願いいたします。

【根拠通知】

高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（抜粋）

平成 21 年 8 月 19 日厚生労働省・国土交通省告示第 1 号

五 高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する基本的な事項

4 高齢者居宅生活支援サービスの提供

高齢者居宅生活支援サービスを提供する事業者は、高齢者居宅生活支援サービスについて、介護保険法等の関係法令を遵守するとともに、関係するガイドライン等を参考にサービスの向上に努めることが望ましい。

また、入居者が、賃貸人若しくは登録事業者が直接提供する高齢者居宅生活支援サービス又は賃貸人若しくは登録事業者が委託し若しくは提携する事業者が提供する高齢者居宅生活支援サービス以外の外部事業者が提供する高齢者居宅生活支援サービスの利用を希望した場合には、その利用を制限すべきではない。

【運営基準】

＜対象サービス：訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与＞

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号

第 36 条の 2 地域との連携等

第 2 項 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号

第 3 の 1 の 3 (29) 地域との連携等（抜粋）

② 居宅基準第 36 条の 2 第 2 項は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定訪問介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定訪問介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、第 9 条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。

▽ 住所地特例の適用対象施設の拡大（平成27年度～）

○ 改正のポイント

- 平成27年3月31日までは、高齢者の居住安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者住宅については、有料老人ホームであっても基本的に住所地特例の対象外とされていたが、有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅についても、他の有料老人ホームと同様に特定施設として住所地特例の対象とする。
- 平成27年4月以降の入居者は、住所地特例制度の対象となるが、それ以前に既に入所している者は対象とならない。
- 対象者については、介護保険法施行規則第25条第1項及び第2項に規定する住所地特例の適用、変更に関する届出を保険者、及び有料老人ホームなどの特定施設事業者に対して提出する必要がある。

－住所地特例 適用対象施設－

【旧取扱い（～H27.3.31）】

- (1) 介護保険3施設
- (2) 特定施設（地域密着型特定施設を除く）
 - ・有料老人ホーム
 - ※ただし、有料老人ホームであって、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借方式のサービス付き高齢者向け住宅は対象外。
 - ・軽費老人ホーム
- (3) 養護老人ホーム

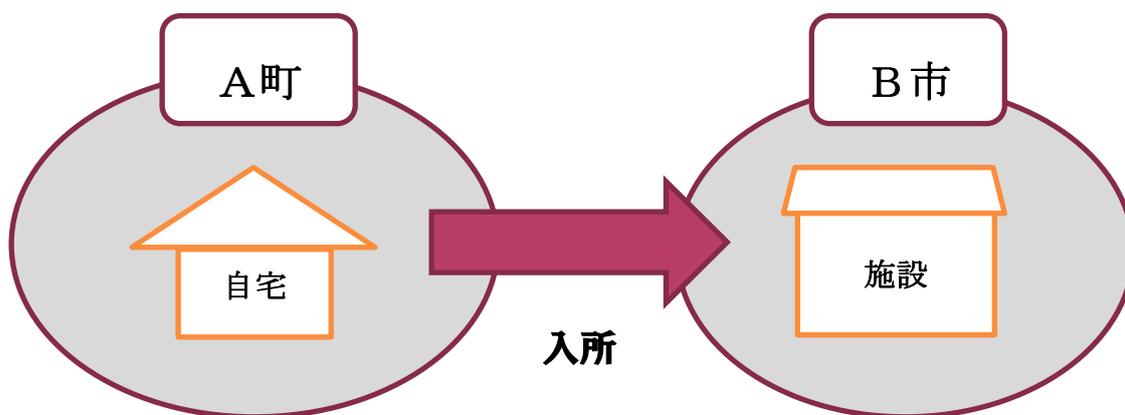
【改正後】（H27.4.1～）

- (1) 介護保険3施設
（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院（介護療養型医療施設））
 - (2) 特定施設（地域密着型特定施設を除く）
 - ・有料老人ホーム
 - ・軽費老人ホーム
 - (3) 養護老人ホーム
- ※有料老人ホームであって、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借方式のサービス付き高齢者向け住宅についても対象に含める。

▽【参考】 住所地特例制度とは？

- ・介護保険制度においては、各人はその住所地の市町村の被保険者となり、それぞれの地域のサービス水準に見合った当該市町村の保険料を負担するのが原則である。
- ・しかしながら、介護保険施設については、施設の所在する市町村の財政への配慮等の観点から、特例として、入所者は入所前の市町村の被保険者となり、入所前に住所のあった市町村が保険給付を行う仕組みを設けている。

＜例＞A町の自宅に住んでいた高齢者がB市の介護保険施設に入所する場合



—	住所	B市
—	住民税	B市
—	行政サービス	B市
A町	介護保険の保険者	—
A町	介護保険料	—
A町	保険給付	—

⇒B市の住民であるが、介護保険に関してのみA町の被保険者となる。
 (A町が定める保険料を支払い、保険給付もA町から受ける)

【参考】

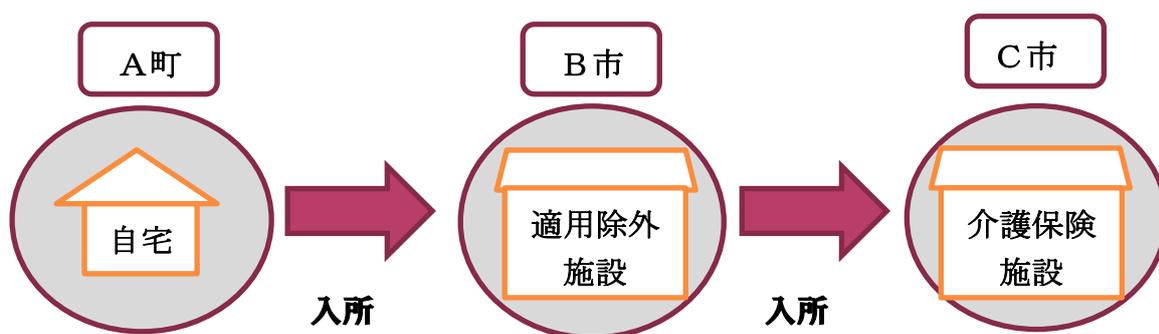
介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しについて(平成30年度～)

○ 改正点

- 平成30年3月31日までは、他市町村から介護保険の適用除外施設に入所した者がその後退所して、介護保険施設等の住所地特例対象施設に移った場合、適用除外施設が所在する市町村が保険者となるため、従来費用を負担していた市町村等ではなく、適用除外施設の所在市町村がその費用を負担することとされていた。

平成30年4月1日からは適用除外施設から退所して、住所地特例施設に入所した者について、適用除外施設の所在する市町村の介護給付費が過度に重くならないよう、保険者の定め方が見直された。

＜例＞A町の自宅に住んでいた高齢者がB市の介護保険適用除外施設に入所した後、退所してC市の介護保険施設に入所する場合



- 平成30年3月31日まで
保険者：B市

- 平成30年4月1日から
適用除外施設が指定障害者支援施設・障害者支援施設・のぞみの園の場合
保険者：適用除外施設に入所する際に支給決定や措置を行った市町村

適用除外施設が救護施設の場合

- 保険者：保護の実施機関もしくは救護施設入所前の居住地（ケースにより異なる）

※詳しくは介護保険最新情報（vol.620）を参照してください。